

食安輸発第0801001号
平成19年 8月 1日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年7月30日付け食安輸発第0730006号）及び平成19年7月13日付け食安輸発第0713003号にて通知したところですが、今般、輸入時の検査命令においてフラゾリドンが不検出であった中国産蒲焼ウナギについて、業者が登録検査機関に依頼した自主検査においてフラゾリドンを検出した事例があったところです。

については、同通知の別表1中、中国産の鰻及びその加工品の検査命令のうち、成分規格及びエンロフロキサシンを除く検査の項目について、別添のとおり試験品採取の方法を改めることとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。